

II

必要に応じて開示内容を検討したい 開示書類に係る改正と 一体的開示への取組み

三井住友信託銀行(株) 証券代行コンサルティング部 倉持 直

はじめに

昨年の決算短信記載内容の合理化に続き、本年も企業と株主・投資家との建設的な対話の促進に向けて、開示書類に係る制度改正等がみられ、本年3月30日には、2017年12月28日に金融庁および法務省の連名で公表された「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」⁽¹⁾を踏まえ、公益財団法人財務会計基準機構が参考となる資料を作成した⁽²⁾。

本稿では、本年3月末決算会社に適用される開示書類に関する制度改正等の内容と、事業報告等と有価証券報告書(以下、「両書類」という)の一体化へ向けた動きに触れながら、その取組みの概要と、仮に一体的開示を進めるとした場合の検討すべき

点を考察したい。なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをご了承いただきたい。

(1) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisetsu/pdf/forukumi_hontai.pdf
 (2) 公益財団法人財務会計基準機構「有価証券報告書の開示に関する事項-一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組(2018年3月)
https://www.asb.or.jp/jp/other/web_seminar/keiji_20180330.html

建設的対話へ向けた開示制度の改正内容

本年1月26日に公布された改正企業内容等の開示に関する内閣府令および3月26日に公布された改正会社法施行規則により、本年3月31日以後終了する事業年度に係る事業報告および有価証券報告書から、以下が適用される。

(1) 株主総会日程の柔軟化のための「大株主の状況」等に関する改正

定款において、株主総会の議決権行使基準日(以下、「議決権行使基準日」という)を変更し、7月以降に株主総会を開催することが可能である。現在このような取組みを行って、3月末決算会社はみられず、上場会社全体でも4社にとどまる。経済産業省が中心となり提言する「対話型株主総会プロセス」の実現へ向け、決算日(事業年度末日)から株主総会までの時間的余裕を確保する取組みに関する制度整備が進められているが、本改正はその一つである。具体的には、両書類の「大株主の状況」等の記載時点について、事業年度末日から議決権行使基準日に変更することが可能となった⁽³⁾⁽⁴⁾。前述のと

おり、会社は、定款で定める議決権行使基準日を変更することにより、事業年度末日から3カ月⁽⁵⁾を超えた日に定時株主総会を開催することが可能である。この場合、これまでは、「大株主の状況」等について事業年度末日の状況を記載しなければならなかったため、事業年度末日と議決権行使基準日の計2回の株主確定作業⁽⁶⁾を行う必要があったが、今回の改正により、議決権行使基準日に加えて事業年度末日の株主確定作業を行う必要はなくなり、会社にとってコスト面の負担が軽減されることとなる。

(2) 記載共通化のための「大株主の状況」に関する改正

有価証券報告書の「大株主の状況」について、これまでは、株式所有割合の算定の基礎となる発行済株式に自己株式を含めなければならなかったが、株主総会における議決権に着目している事業報告と同様に、自己株式を控除する改正⁽⁴⁾が行われており、両書類の記載共通化が図られている。

(3) 開示充実・記載合理化のための有価証券報告書の改正

有価証券報告書の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に関して、「業績等の概要」および